

その他の手続き（区役所以外の窓口）

※詳細はそれぞれ所管する機関・窓口へお問い合わせください。

チェック	必要な手続き	お問い合わせ先
	社会保険・共済保険の住所変更	勤務先へお問い合わせください。 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へお問い合わせください。
	運転免許証の記載事項変更申請	最寄りの警察署 手稲警察署 手稲区富丘 1-4 TEL686-0110
	軽自動車の登録証・車検証の住所変更	札幌地区軽自動車協会 北区新川 5-20 TEL768-3955
	普通自動車・バイクの登録証・ 車検証の住所変更	札幌運輸支局 東区北 28 東 1 TEL050-5540-2001
	普通自動車の自動車税種別割・ 納税義務者の住所変更	札幌道税事務所自動車税部 北区北 22 西 2 TEL746-1190
	不動産登記の住所変更	不動産を管轄する法務局 ※西区・手稲区所在の不動産の場合、札幌法務局西出張所 西区発寒 4-1 TEL664-2251
	電気の使用開始	加入事業者にご確認ください。
	ガスの使用開始	加入事業者にご確認ください。
	水道の使用開始	札幌市水道局電話受付センター TEL211-7770
	電話の住所変更	加入事業者にご確認ください。
	郵便物の転居届	最寄りの郵便局

手稲区から他区へ引っ越したときは、新しい住所地の区役所で手続きしてください。

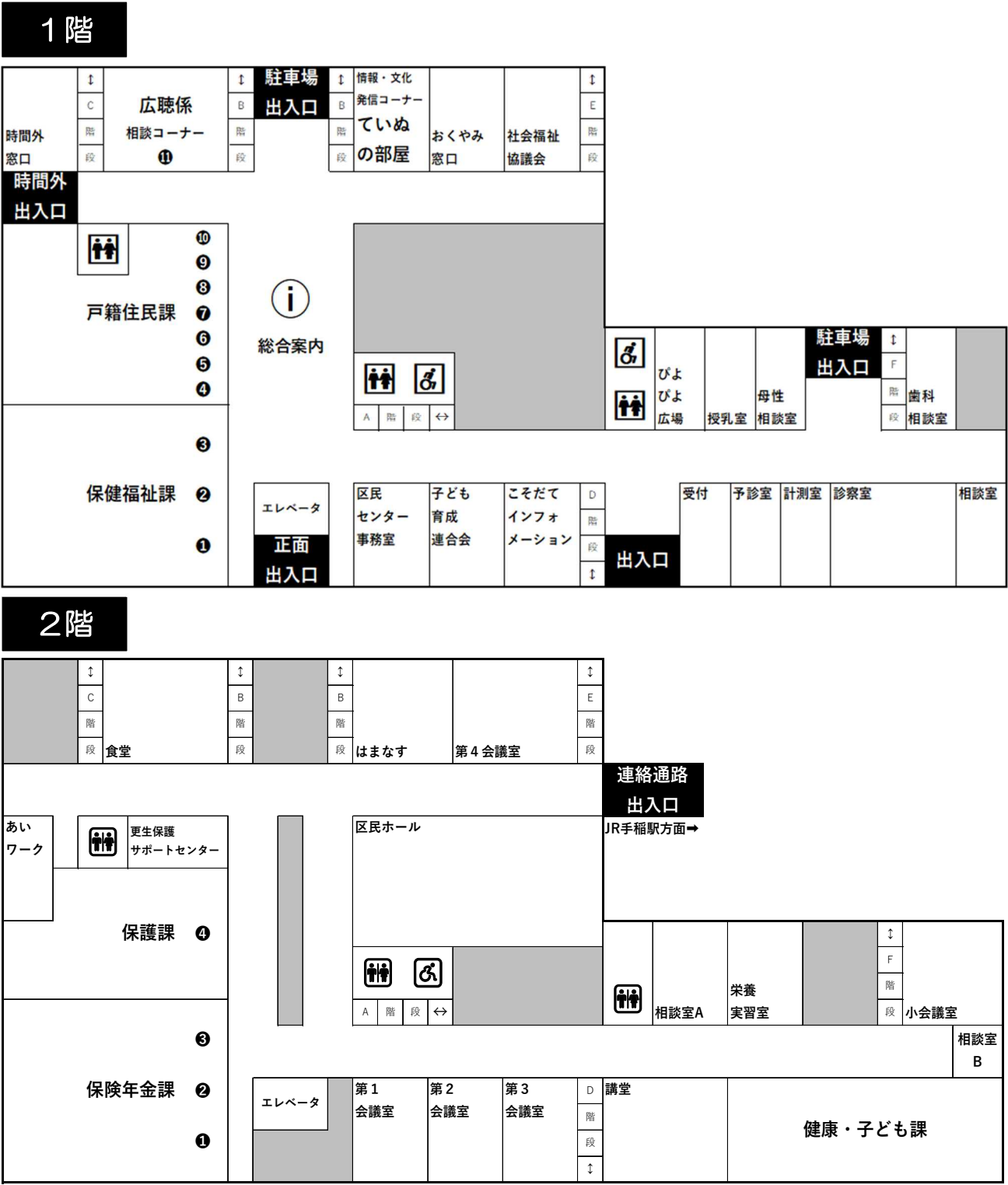
<手稲区役所以外の区役所>

	所在地	電話番号	FAX番号
中央区役所	中央区南3西11	231-2400	231-6539
北区役所	北区北24西6	757-2400	757-2401
東区役所	東区北11東7	741-2400	742-4762
白石区役所	白石区南郷通1南	861-2400	860-5236
厚別区役所	厚別区厚別中央1-5	895-2400	895-2403
豊平区役所	豊平区平岸6-10	822-2400	813-3603
清田区役所	清田区平岡1-1	889-2400	889-2402
南区役所	南区真駒内幸町2	582-2400	582-0144
西区役所	西区琴似2-7	641-2400	612-5264

市内・区内で引っ越したときはこの窓口へ

～手稲区役所ご案内～

区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合もあります。



手稲区役所（TEL 681-2400 代表） 手稲保健センター（TEL 681-1211）
住所：〒006-8612 前田 1 条 11 丁目 開庁日：月～金曜日（祝日年末年始を除く）
開庁時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
手稲区ホームページ「ていねっていいね」 <https://www.city.sapporo.jp/teine/>

市内・区内で引っ越したときの手続き

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	住民票の転入・転居届	引っ越した日から14日以内に、引っ越し先の区役所へ届出してください。 なお、市内で引っ越す場合は、引っ越し前の区役所に転出届を提出する必要はありません。	届出人の本人確認書類(運転免許証・健康保険証等) マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方はカードとその暗証番号 ※転入する方の中に、外国人住民がいる場合、全員分の在留カード、特別永住者証明書も必要です。	戸籍住民課 1階⑥⑦番窓口

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

	印鑑登録	登録済みの方は、住民票の転入・転居届により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。新たに登録される方は、本人が申請する場合や代理人に申請を委任する場合など、手続き方法が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。	新たに登録される方は窓口へお問い合わせください。	戸籍住民課 1階⑥⑦番窓口
	小・中学校の転校	転入・転居届の際に窓口で入校票を発行します。在学証明書と入校票は学校へ提出してください。		
	国民健康保険の住所変更	引っ越した日から14日以内に、引っ越し先の区役所で手続きしてください。	・国民健康保険証または資格確認書	
	後期高齢者医療の住所変更	新しい住所の資格確認書が自動的に送付されますので手続きは不要です。		保険年金課 2階②番窓口
	介護保険の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きをし、保険証を差し替えてください。	・介護保険証	
	国民年金の住所変更（加入されている方）	住民票の変更届出により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。ただし、住民票の住所と違う場所にお住まいの方等は、「被保険者住所変更届」の提出が必要な場合があります。		保険年金課 2階③番窓口 または 札幌北年金事務所 北区北24条西6 TEL717-4112
	国民年金の住所変更（受給されている方）	年金を受給されている方は、住民票の変更届出により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。ただし、住民票の住所と違う場所にお住まいの方等は、「年金受給権者住所変更届」の提出が必要な場合があります。共済年金受給者の方については、それぞれの共済組合へお問い合わせください。		
	児童手当の住所変更	住民票の転居届により自動的に住所変更されます。児童と別居した場合や生計維持者が変わった場合等は窓口へお問い合わせください。		
	児童扶養手当の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。	・手当証書等	
	特別児童扶養手当の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。		
	災害遺児手当の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。		保健福祉課 1階③番窓口
	子ども医療費受給者証の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。	・受給者証 ・お子様の健康保険情報が分かるもの	
	ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。	・受給者証 ・健康保険情報が分かるもの	
	重度心身障がい者医療費受給者証の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。	・受給者証 ・健康保険情報が分かるもの	

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	特別奨学金の住所変更	子ども未来局子育て支援課Tel211-2988へ連絡してください。		
	外国人高齢者・障がい者福祉手当の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。		保健福祉課 1階③番窓口
	心身障害者扶養共済制度の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。		
	敬老優待乗車証（敬老バス）の住所変更	敬老バスはそのまま使用できますので、手続きは不要です。		
	介護保険負担割合証の住所変更	引っ越し先の区役所で介護保険証の住所変更終了後、手続きしてください。	・旧住所の各証書	保健福祉課 1階②番窓口
	介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人負担額減額確認証の住所			
	身体障害者手帳の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。	・身体障害者手帳	
	療育手帳の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。	・療育手帳	保健福祉課 1階①番窓口
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。	・身体障害者手帳か療育手帳	
	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の住所変更	引っ越し先の区役所で手続きしてください。	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 ・健康保険証等	
	特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証・ウィルス性肝炎の受給者証の住所変更	引っ越し先の保健センターで手続きしてください。	・特定医療費（指定難病）受給者証 ・特定疾患医療受給者証 ・ウィルス性肝炎の受給者証	
	小児慢性特定疾病医療受給者証の住所変更	引っ越し先の保健センターで手続きしてください。	・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・健康保険証等	健康・子ども課 （保健センター2階）
	母子寡婦福祉資金の住所変更	資金の貸し付けを受けている区の母子・婦人相談員へご連絡ください。		
	犬の飼い主の住所変更	引っ越し先の保健センターで手続きしてください。		
	固定資産税納税義務者の住所変更	札幌市内に固定資産を所有している方は、住民票の転入・転出届により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。（不動産登記の住所変更については、「その他の手続き」をご参照ください。）		西部市税事務所 西区琴似3条1丁目 コトニ3・1ビル2階 固定資産税課 土地 TEL618-3917 家屋 TEL618-3918
	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の住所変更	標識交付証明書の住所変更が必要な方は、中央市税事務所軽自動車税係で手続きしてください。（郵送でも手続き可、HP参照）（125ccを超えるバイク・軽自動車・普通自動車は「その他の手続き」をご参照ください。）	・運転免許証などの身分証明書 ・標識交付証明書	中央市税事務所 中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー 2条館4階 軽自動車税係 TEL211-3076